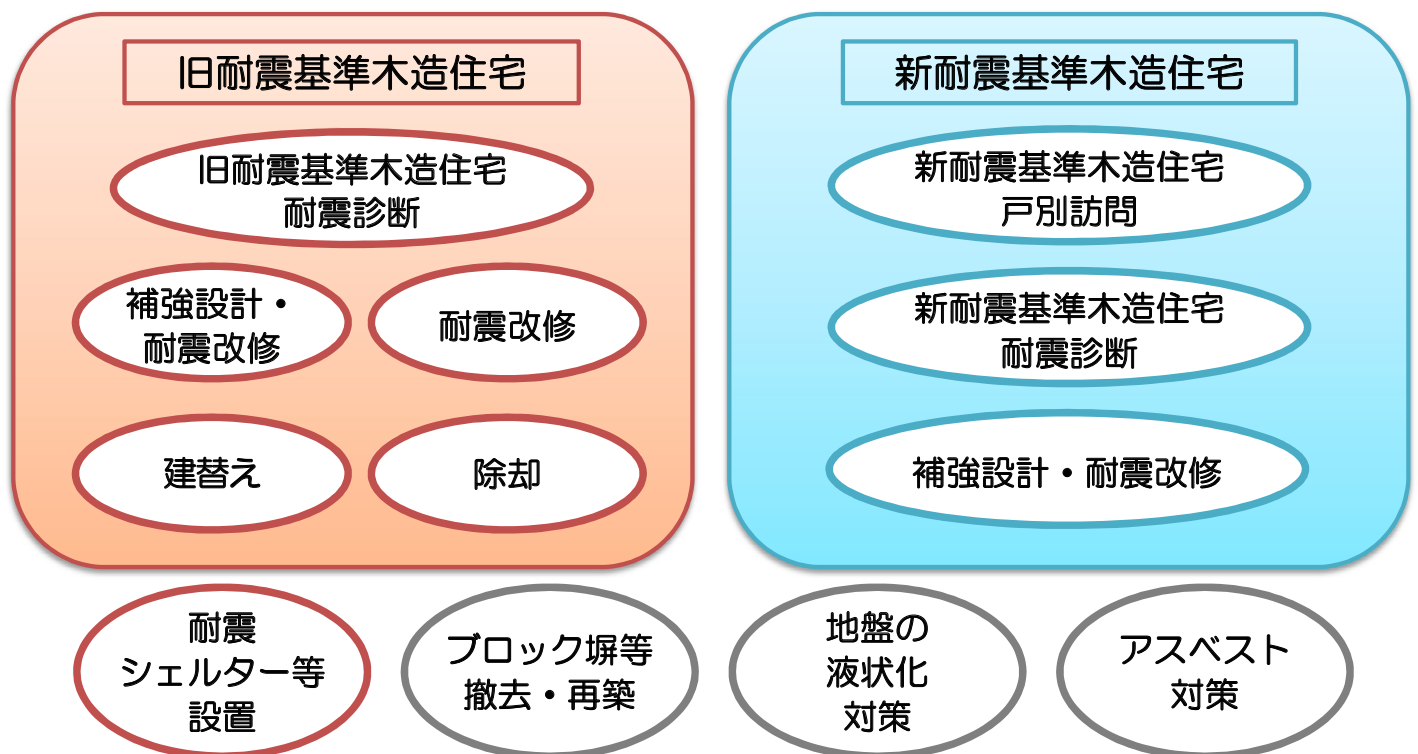


地震に備える木造住宅等の各助成事業

地震への備えは安全・安心の第一歩です

葛飾区では、地震による住宅の被害を軽減し、震災時の活動拠点や避難路を確保するため、耐震診断の結果により、補強設計・耐震改修、耐震改修、建替え、除却等に要する費用の一部を助成しています。



申請書等は、建築課窓口または葛飾区公式サイトで配布しております。

お願い：必ず契約前に、建築課窓口にご相談ください

お問い合わせ先

葛飾区 都市整備部 建築課 建築安全係（区役所新館3階 窓口305番）
TEL 5654-8552・5654-8553・5875-7827
〒124-8555 東京都葛飾区立石五丁目13番1号

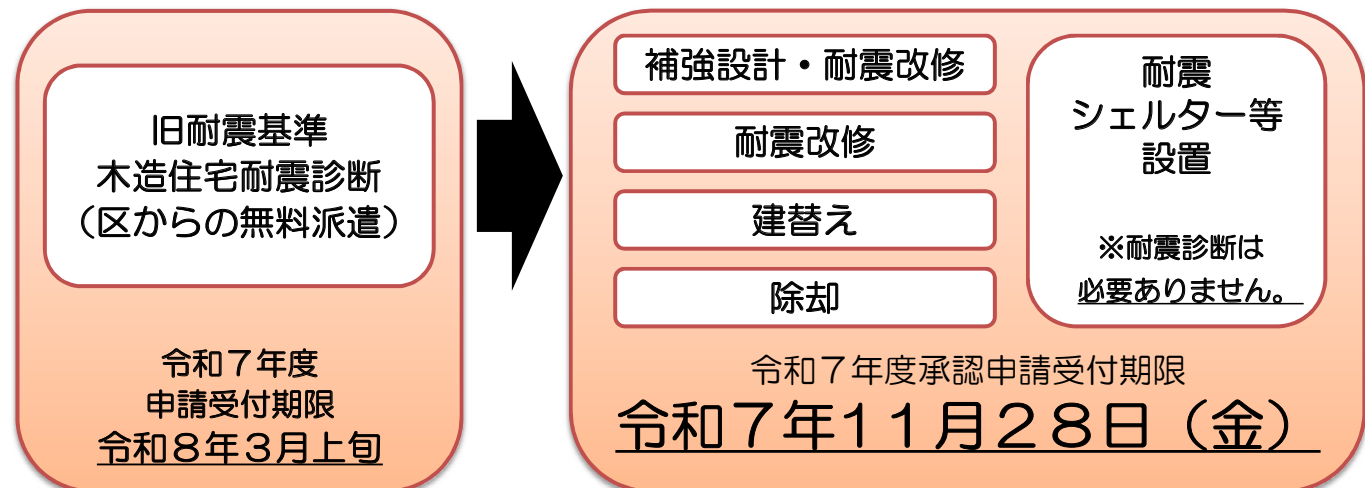
葛飾区公式サイト（助成制度）のホームページ

葛飾区役所 耐震

検索



旧耐震基準耐震事業の手続きの流れ



- (1) 原則、承認申請～助成金請求までを同じ年度内に行う必要があります。
- (2) 助成金を受領する助成金交付申請は申請した年度の1月上旬を目安に提出してください。
- (3) 区の承認前に契約行為(仮契約や事前の代金支払い等を含む)を行うと助成できなくなります。
- (4) 国や都の行う助成事業と併用できないものがあります。

対象者

申請者は建物の所有者(共同所有等の場合は代表者)となります。
申請前に次の書類をご用意ください。

(申請者：請負工事の契約、工事費の支払い、助成金の受領を行う方)

建物の所有者・建築時期が確認できる書類など

※いずれか1つ

- ・既存建築物の登記事項証明書の写し
(インターネット版は照会番号があるもの)
- ・固定資産税・都市計画税納税通知書と課税明細書の写し
- ・土地・家屋名寄帳の閲覧による書類の写し

※申請者が法人の場合、法人全部事項証明書の写し
(インターネット版は照会番号があるもの)

【共同所有の場合】

- ・他の所有者からの同意書

【所有者の親族が申請する場合】

- ・所有者からの同意書
- ・所有者との関係が分かる書類(戸籍謄本等)
(所有者が亡くなっている場合は、
亡くなっていることが分かる書類、
相続人が分かる書類、相続人全員からの
同意書)

+

対象建築物

(○の条件を全て満たす必要があります)

No.	既存建築物の要件	旧耐震基準 耐震診断	補強設計・ 耐震改修	耐震 改修	建替え	除却	耐震 シェルター
1	昭和56(1981)年5月31日以前に工事に着手されたものであること。	○	○	○	○	○	○
2	葛飾区内の2階建以下の木造住宅等(長屋、共同住宅含む) (助成対象は在来軸組工法のみ。店舗等との併用住宅の場合は、全体の1/3以上が住宅であること。)	○	○	○	○	○	○
3	耐震診断の結果、構造評点が1.0未満であること。		○	○	○	○	
4	敷地が建築基準法の道路等に2m以上接していること。		○	○	○		
5	過去に同じ要綱上の助成を受けていないこと。	○	○	○	○	○	○
6	道路整備・区画整理など、都市計画事業等による補償を受けていないこと。 (切取り補償の場合、助成対象となる場合があります。)		○	○	○	○	

不燃化特区内(建替え、除却)、不燃化加速事業対象地域内(建替え)は、
都市計画課の助成制度をご利用ください。

旧耐震基準木造住宅助成金額

項目	建築時期	助成限度額	助成金額の算定方法
補強設計・耐震改修	昭和56（1981）年5月31日以前に工事に着手されたもの	最大200万円	補強設計費と耐震改修工事に要する費用の 2/3
耐震改修		最大180万円	耐震改修工事に要する費用の 2/3
建替え		最大200万円	耐震改修概算見積額（耐震診断時に算定） 建替え工事に要する費用
除却		最大180万円	耐震改修概算見積額（耐震診断時に算定） 除却工事に要する費用
耐震シェルター等設置		最大60万円	設置に要する費用の 2/3

旧耐震基準木造住宅耐震診断（区からの無料派遣）

旧耐震基準木造住宅の耐震診断とは

建築物が大地震（震度6強程度）によって倒壊の可能性があるかを確認することです。葛飾区が行う耐震診断は、一般財団法人日本建築防災協会の『木造住宅の耐震診断と補強方法』による「一般診断法」です。耐震改修の必要性を判定することが主な目的であり、非破壊による目視調査で診断します。建物の外部・内部を確認しながら行いますので、おおよそ2～3時間程度の立ち会いが必要です。

耐震診断結果の見方

耐震診断の結果は『木造住宅の耐震診断と補強方法』による構造評点で表されます。

構造評点	判定	
1.5以上	倒壊しない	}
1.0以上～1.5未満	一応倒壊しない	
0.7以上～1.0未満	倒壊の可能性がある	}
0.7未満	倒壊の可能性が高い	

（発行元：一般財団法人日本建築防災協会）

一応安全な建築物です。

補強設計・耐震改修、耐震改修、建替え、
除却の助成対象建築物です。

対象となる建築物

- 1）昭和56（1981）年5月31日以前に工事に着手されたものであること。
- 2）葛飾区内の2階建以下の在来軸組工法の木造住宅（一戸建ての住宅、長屋又は共同住宅）。店舗等との併用住宅の場合は、全体の1/3以上が住宅であること。
- 3）過去に同じ要綱上の助成を受けていないこと。

区が派遣する耐震診断士

- 1）一般社団法人 東京都建築士事務所協会 葛飾支部に所属する者。
 - 2）上記1）以外の耐震診断士をご希望の方は、東京都木造住宅耐震診断事務所登録制度実施要綱に基づく耐震診断事務所の中から、ご自身でお選びください。（診断士は申請者が選択）
- ※2）の場合は、派遣申請の前に、区と耐震診断事務所が契約をしている必要があります。詳細は区へご相談ください。

耐震診断の流れ

【派遣申請】	区へ診断士派遣申請をしてください。2週間程度で、決定通知（審査結果）を郵送します。
【診断の実施】	決定通知後、診断士から申請者へ連絡が入ります。 日程調整のうえ、決定通知日から45日以内に耐震診断を受けてください。
【診断結果報告】	診断士が申請者へ診断結果を報告します。診断結果報告書を受け取ってください。

補強設計・耐震改修

助成限度額：最大200万円

補強設計・耐震改修とは

耐震診断の結果、構造評点が1.0未満と診断された建築物を、1.0以上にする補強設計を行い、設計に基づいて耐震改修工事を行うことです。

対象となる建築物

- 1) 昭和56（1981）年5月31日以前に工事に着手されたものであること。
- 2) 葛飾区内の2階建以下の在来軸組工法の木造住宅（一戸建ての住宅、長屋又は共同住宅）。店舗等との併用住宅の場合は、全体の1/3以上が住宅であること。
- 3) 旧耐震基準耐震診断の結果、構造評点が1.0未満であること。
- 4) 敷地が建築基準法の道路等に2m以上接道していること。
- 5) 過去に同じ要綱上の助成を受けていないこと。
- 6) 道路整備・区画整理など、都市計画事業等による補償を受けていないこと。
(切取り補償の場合、助成対象となる場合があります。)

補強設計を行える者

- 1) 一般社団法人 東京都建築士事務所協会 葛飾支部に所属する建築士
- 2) 東京都木造住宅耐震診断事務所登録制度実施要綱に基づく耐震診断事務所に所属する建築士
- 3) 上記1)と2)以外の建築士が補強設計を行う場合は、その設計について、1)の団体の評価を受けた者

耐震改修工事を行える者

- 1) 葛飾区内に事業所、支店、営業所等を開設している者
- 2) 区長が適当と認める者（耐震改修工事の実績がある事業者等）

補強設計・耐震改修の流れ

原則、承認申請～助成金請求までを同じ年度内に行う必要があります。

申請した年度の1月上旬を目安に助成金交付申請を提出してください。

また、年度をまたぐ場合は、通常より審査期間が長くなるため、区が承認申請を受けてから承認通知（審査結果）を郵送するのに1か月～2か月程度かかります。

【承認申請】	区へ承認申請をしてください。 2週間（年度をまたぐ場合：1か月～2か月）程度で、承認通知（審査結果）を郵送いたします。
▼	
【設計契約】	承認通知を受け取った後に、設計の契約をして、補強設計を進めてください。 ※区の承認前に契約を行うと助成ができません。
▼	
【設計完了】	設計の完了後、設計完了届と設計図書などの必要書類を提出してください。 2週間程度で、設計内容の確認をし、設計完了通知を郵送いたします。
▼	
【工事契約】	設計の完了後、工事の契約をしてください。
▼	
【着手届】	必要書類がそろった後、速やかに着手届を提出してください。
▼	
【交付申請・請求】 （年度をまたぐ場合） （1年度目）	区へ助成金の交付申請・請求をしてください。 1年度目の進捗に応じた出来高で、助成金の算定を行います。 2週間程度で、交付決定通知（審査結果）を郵送いたします。 交付決定から2週間程度で、指定の口座に助成金を振り込みます。
▼	
【中間検査】	要綱に基づく中間検査を受けてください。
▼	
【工事完了】	工事の完了後、工事代金を支払い、領収書などの必要書類を受け取ってください。
▼	
【交付申請・請求】 （完了年度）	区へ助成金の交付申請・請求をしてください。 2週間程度で、交付決定通知（審査結果）を郵送いたします。 交付決定から2週間程度で、指定の口座に助成金を振り込みます。

耐震改修

助成限度額：最大180万円

耐震改修とは

耐震診断の結果、構造評点が1.0未満と診断された建築物を、1.0以上にする「補強設計」の設計に基づいて耐震改修工事を行うことです。

対象となる建築物

- 1) 昭和56（1981）年5月31日以前に工事に着手されたものであること。
- 2) 葛飾区内の2階建以下の在来軸組工法の本造住宅（一戸建ての住宅、長屋又は共同住宅）。店舗等との併用住宅の場合は、全体の1/3以上が住宅であること。
- 3) 旧耐震基準耐震診断の結果、構造評点が1.0未満であること。
- 4) 敷地が建築基準法の道路等に2m以上接道していること。
- 5) 過去に同じ要綱上の助成を受けていないこと。
- 6) 道路整備・区画整理など、都市計画事業等による補償を受けていないこと。
(切取り補償の場合、助成対象となる場合があります。)

補強設計を行える者

- 1) 一般社団法人 東京都建築士事務所協会 葛飾支部に所属する建築士
- 2) 東京都木造住宅耐震診断事務所登録制度実施要綱に基づく耐震診断事務所に所属する建築士
- 3) 上記1)と2)以外の建築士が補強設計を行う場合は、その設計について、1)の団体の評価を受けた者

耐震改修工事を行える者

- 1) 葛飾区内に事業所、支店、営業所等を開設している者
- 2) 区長が適当と認める者（耐震改修工事の実績がある事業者等）

耐震改修の流れ

原則、承認申請～助成金請求までを同じ年度内に行う必要があります。

申請した年度の1月上旬を目安に助成金交付申請を提出してください。

また、年度をまたぐ場合は、通常より審査期間が長くなるため、区が承認申請を受けてから承認通知（審査結果）を郵送するのに1か月～2か月程度かかります。

【準備】	「補強設計を行える者」による補強設計（補強設計計算書と設計図書）を準備してください。
【承認申請】	区へ承認申請をしてください。 併せて、補強設計計算書と設計図書を提出してください。 2週間程度で、設計内容の確認をします。設計内容の確認後、2週間（年度をまたぐ場合：1か月～2か月）程度で、承認通知（審査結果）を郵送いたします。
【工事契約】	承認通知を受け取った後に、工事の契約をしてください。 ※区の承認前に契約・工事を行うと助成ができません。
【着手届】	必要書類がそろった後、速やかに着手届を提出してください。
【交付申請・請求】 （年度をまたぐ場合） （1年度目）	区へ助成金の交付申請・請求をしてください。 1年度目の進捗に応じた出来高で、助成金の算定を行います。 2週間程度で、交付決定通知（審査結果）を郵送いたします。 交付決定から2週間程度で、指定の口座に助成金を振り込みます。
【中間検査】	要綱に基づく中間検査を受けてください。
【工事完了】	工事の完了後、工事代金を支払い、領収書などの必要書類を受け取ってください。
【交付申請・請求】 （完了年度）	区へ助成金の交付申請・請求をしてください。 2週間程度で、交付決定通知（審査結果）を郵送いたします。 交付決定から2週間程度で、指定の口座に助成金を振り込みます。

建 替 え

※除却助成との併用はできません。

助成限度額：最大200万円

建替えとは

耐震診断の結果、構造評点が1.0未満と診断された建築物を、除却（解体）し、新築する建替え工事を行うことです。

対象となる建築物

- 1) 昭和56（1981）年5月31日以前に工事に着手されたものであること。
- 2) 葛飾区内の2階建以下の在来軸組工法の木造住宅（一戸建ての住宅、長屋又は共同住宅）。店舗等との併用住宅の場合は、全体の1/3以上が住宅であること。
- 3) 旧耐震基準耐震診断の結果、構造評点が1.0未満であること。
- 4) 敷地が建築基準法の道路等に2m以上接道していること。
- 5) 過去に同じ要綱上の助成を受けていないこと。
- 6) 道路整備・区画整理など、都市計画事業等による補償を受けていないこと。（切取り補償の場合、助成対象となる場合があります。）

※国や都の行う助成事業と併用できないものがあります。詳しくは、ご相談ください。

建替え後の建築物の要件

- 1) 耐火建築物等又は準耐火建築物等であること。

※省令準耐火建築物等の構造は助成の対象となりません。

※建替え後に、申請者以外の方が建物所有者になる場合、助成金の交付ができません。

申請内容に変更がある場合は、必ず工事契約前に区へご相談ください。

建替えの流れ

原則、承認申請～助成金請求までを同じ年度内に行う必要があります。

申請した年度の1月上旬を目安に助成金交付申請を提出してください。

また、年度をまたぐ場合は、通常より審査期間が長くなるため、区が承認申請を受けてから承認通知（審査結果）を郵送するのに1か月～2か月程度かかります。

【承認申請】	区へ承認申請をしてください。 2週間（年度をまたぐ場合：1か月～2か月）程度で、承認通知（審査結果）を郵送いたします。
▼	
【工事契約】	承認通知を受け取った後に、工事の契約をしてください。 ※区の承認前に契約・工事を行うと助成ができません。
▼	
【着手届】	必要書類がそろった後、速やかに着手届を提出してください。
▼	
【交付申請・請求】 （年度をまたぐ場合） （1年度目）	区へ助成金の交付申請・請求をしてください。 1年度目の進捗に応じた出来高で、助成金の算定を行います。 2週間程度で、交付決定通知（審査結果）を郵送いたします。 交付決定から2週間程度で、指定の口座に助成金を振り込みます。
▼	
【工事完了】	工事の完了後、工事代金を支払い、領収書などの必要書類を受け取ってください。 また、建物所有権登記も併せて行ってください。
▼	
【交付申請・請求】 （完了年度）	区へ助成金の交付申請・請求をしてください。 2週間程度で、交付決定通知（審査結果）を郵送いたします。 交付決定から2週間程度で、指定の口座に助成金を振り込みます。

除 却	※建替え助成との併用はできません。
助成限度額：最大180万円	

除却工事とは

耐震診断の結果、構造評点が1.0未満と診断された建築物を、除却（解体）する除却工事を行うことです。

対象となる建築物

- 1) 昭和56（1981）年5月31日以前に工事に着手されたものであること。
- 2) 葛飾区内の2階建以下の在来軸組工法の木造住宅（一戸建ての住宅、長屋又は共同住宅）。店舗等との併用住宅の場合は、全体の1/3以上が住宅であること。
- 3) 旧耐震基準耐震診断の結果、構造評点が1.0未満であること。
- 4) 過去に同じ要綱上の助成を受けていないこと。
- 5) 道路整備・区画整理など、都市計画事業等による補償を受けていないこと。（切取り補償の場合、助成対象となる場合があります。）

除却の流れ

原則、承認申請～助成金請求までを同じ年度内に行う必要があります。

申請した年度の**1月上旬を目安に助成金交付申請を提出**してください。

【承認申請】	区へ承認申請をしてください。2週間程度で、承認通知（審査結果）を郵送いたします。
【工事契約】	承認通知を受け取った後に、工事の契約をしてください。 ※区の承認前に契約・工事を行うと助成ができません。
【着手届】	必要書類がそろった後、速やかに着手届を提出してください。
【工事完了】	工事の完了後、工事代金を支払い、領収書などの必要書類を受け取ってください。
【交付申請・請求】	区へ助成金の交付申請・請求をしてください。 2週間程度で、交付決定通知（審査結果）を郵送いたします。 交付決定から2週間程度で、指定の口座に助成金を振り込みます。

耐 震 シ ェ ル タ ー 等 設 置
助成限度額：最大60万円

耐震シェルター等設置とは

地震による住宅の倒壊から迅速な避難が困難な高齢者等の生命を守るため、耐震シェルター等を1階に設置することです。

対象となる建築物

- 1) 昭和56（1981）年5月31日以前に工事に着手されたものであること。
- 2) 葛飾区内の2階建以下の在来軸組工法の木造住宅（一戸建ての住宅、長屋又は共同住宅）。店舗等との併用住宅の場合は、全体の1/3以上が住宅であること。
- 3) 過去に同じ要綱または葛飾区木造住宅耐震助成要綱上の助成を受けていないこと。

対象者

- 1) 65歳以上の方、または65歳以上の方と同居する方。
- 2) 身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第5号の1級から4級の方、または1級から4級の方と同居する方。

対象となる耐震シェルター等

東京都耐震ポータルサイト内

「木造住宅の安価で信頼できる「耐震改修工法・装置」の事例紹介」の装置部門から選定して、区へ相談してください。

耐震シェルター等設置の流れ

原則、承認申請～助成金請求までを同じ年度内に行う必要があります。

申請した年度の**1月上旬を目安に助成金交付申請を提出**してください。

【選定】	区に相談の後、事業者にかたログと見積書を請求してください。
【承認申請】	区へ承認申請をしてください。2週間程度で、承認通知（審査結果）を郵送いたします。
【工事契約】	承認通知を受け取った後に、工事の契約をしてください。 ※区の承認前に契約・工事を行うと助成ができません。
【着手届】	必要書類がそろった後、速やかに着手届を提出してください。
【工事完了】	工事の完了後、工事代金を支払い、領収書などの必要書類を受け取ってください。
【交付申請・請求】	区へ助成金の交付申請・請求をしてください。 2週間程度で、交付決定通知（審査結果）を郵送いたします。 交付決定から2週間程度で、指定の口座に助成金を振り込みます。

新耐震基準耐震事業の手続きの流れ

新耐震基準
木造住宅戸別訪問
(区からの無料派遣)

令和7年度
申請受付期限
令和8年3月上旬

新耐震基準
木造住宅
耐震診断

令和7年度承認申請受付期限

令和7年11月28日(金)

補強設計
・
耐震改修

- (1) 原則、承認申請～助成金請求までを同じ年度内に行う必要があります。
- (2) 助成金を受領する助成金交付申請は申請した年度の1月上旬を目安に提出してください。
- (3) 区の承認前に契約行為(仮契約や事前の代金支払い等を含む)を行うと助成できなくなります。
- (4) 国や都の行う助成事業と併用できないものがあります。

対象者

申請者は建物の所有者(共同所有等の場合は代表者)となります。

申請前に次の書類をご用意ください。

(申請者：請負工事の契約、工事費の支払い、助成金の受領を行う方)

建物の所有者・建築時期が確認できる書類など
※いずれか1つ

- ・既存建築物の登記事項証明書の写し
(インターネット版は照会番号があるもの)
- ・固定資産税・都市計画税納税通知書と課税明細書の写し
- ・土地・家屋名寄帳の閲覧による書類の写し

※申請者が法人の場合、法人全部事項証明書の写し
(インターネット版は照会番号があるもの)

+

【共同所有の場合】

- ・他の所有者からの同意書

【所有者の親族が申請する場合】

- ・所有者からの同意書
- ・所有者との関係が分かる書類(戸籍謄本等)
(所有者が亡くなっている場合は、
亡くなっていることが分かる書類、
相続人が分かる書類、相続人全員からの
同意書)

対象建築物

(○の条件を全て満たす必要があります)

No.	既存建築物の要件	新耐震基準 戸別訪問	新耐震基準 耐震診断	補強設計・ 耐震改修
1	昭和56(1981)年6月1日から平成12(2000)年5月31日以前に 工事に着手されたものであること。	○	○	○
2	葛飾区内の2階建以下の木造住宅等(長屋、共同住宅含む) (助成対象は在来軸組工法のみ。店舗等との併用住宅の場合は、 全体の1/3以上が住宅であること。)	○	○	○
3	耐震診断の結果、構造評点が1.0未満であること。			○
4	敷地が建築基準法の道路等に2m以上接していること。			○
5	過去に同じ要綱上の助成を受けていないこと。	○	○	○
6	道路整備・区画整理など、都市計画事業等による補償を受けていないこと。 (切り取り補償の場合、助成対象となる場合があります。)			○

新耐震基準木造住宅助成金額

項目	建築時期	助成限度額	助成金額の算定方法
新耐震基準 木造住宅耐震診断	昭和56(1981)年6月1日から 平成12(2000)年5月31日 以前に工事に着手されたもの	最大20万円	耐震診断に要する費用の 2/3
補強設計・耐震改修		最大200万円	補強設計費と耐震改修工事に要する費用の 2/3

新耐震基準木造住宅戸別訪問（区からの無料派遣）

新耐震基準木造住宅戸別訪問とは

区は、一般社団法人 東京都建築士事務所協会 葛飾支部に所属する建築士を無料派遣します。そして、昭和56（1981）年6月1日から平成12（2000）年5月31日以前に工事に着手された木造住宅を対象として、「新耐震基準の木造住宅の耐震性能検証法」による「木造住宅の耐震性能チェック」を行います。あわせて、建物の資料の確認、耐震助成制度の説明、今後の手続きの流れを説明します。

対象となる建築物

- 1）昭和56（1981）年6月1日から平成12（2000）年5月31日以前に工事に着手されたものであること。
- 2）葛飾区内の2階建以下の在来軸組工法の木造住宅（一戸建ての住宅、長屋又は共同住宅）。店舗等との併用住宅の場合は、全体の1/3以上が住宅であること。

新耐震基準木造住宅戸別訪問の流れ

【派遣申請】	区へ新耐震基準木造住宅戸別訪問申請をしてください。
【検証の実施】	建築士から申請者へ連絡が入ります。 日程調整のうえ、戸別訪問を受けてください。
【検証結果報告】	建築士が申請者へ検証結果を報告します。 耐震性能チェック結果及び戸別訪問報告書を受け取ってください。

新耐震基準木造住宅耐震診断

助成限度額：最大20万円

新耐震基準木造住宅の耐震診断とは

昭和56（1981）年6月1日から平成12（2000）年5月31日以前に工事に着手された木造住宅を対象として、建物が必要な耐震性能を満たしているか確認します。
助成対象の耐震診断方法は、一般財団法人日本建築防災協会の『木造住宅の耐震診断と補強方法』による「精密診断法」です。区では、非破壊による目視調査で診断可能とします。

対象となる建築物

- 1）昭和56（1981）年6月1日から平成12（2000）年5月31日以前に工事に着手されたものであること。
- 2）葛飾区内の2階建以下の在来軸組工法の木造住宅（一戸建ての住宅、長屋又は共同住宅）。店舗等との併用住宅の場合は、全体の1/3以上が住宅であること。
- 3）『新耐震基準木造住宅戸別訪問』で行った「木造住宅の耐震性能チェック」の結果、判定が「専門家による検証が必要」であること。
- 4）過去に同じ要綱上の助成を受けていないこと。

耐震診断を行える者

- 1）一般社団法人 東京都建築士事務所協会 葛飾支部に所属する建築士。
- 2）東京都木造住宅耐震診断事務所登録制度実施要綱に基づく耐震診断事務所に所属する建築士。
- 3）上記1）、2）以外の有資格者（建築士法（昭和25年法律第202号）第2条の建築士）が行うもの。

耐震診断の流れ

原則、承認申請～助成金請求までを同じ年度内に行う必要があります。

申請した年度の1月上旬を目安に助成金交付申請を提出してください。

【承認申請】	区へ承認申請をしてください。2週間程度で、承認通知（審査結果）を郵送します。
【診断契約】	承認通知を受け取った後に、診断の契約をしてください。 ※区の承認前に契約・診断を行うと助成ができません。
【着手届】	必要書類がそろった後、速やかに着手届を提出してください。
【診断完了】	診断の完了後、診断代金を支払い、領収書などの必要書類を受け取ってください。
【交付申請・請求】	区へ助成金の交付申請・請求をしてください。 2週間程度で、交付決定通知（審査結果）を郵送いたします。 交付決定から2週間程度で、指定の口座に助成金を振り込みます。

補強設計・耐震改修

助成限度額：最大200万円

補強設計・耐震改修とは

耐震診断の結果、構造評点が1.0未満と診断された建築物を、1.0以上にする精密診断法に基づいた補強設計を行い、設計に基づいて耐震改修工事を行うことです。

対象となる建築物

- 1) 昭和56（1981）年6月1日から平成12（2000）年5月31日以前に工事に着手されたものであること。
- 2) 葛飾区内の2階建以下の在来軸組工法の木造住宅（一戸建ての住宅、長屋又は共同住宅）。店舗等との併用住宅の場合は、全体の1/3以上が住宅であること。
- 3) 旧耐震基準耐震診断または、新耐震基準耐震診断の結果、構造評点が1.0未満であること。
- 4) 敷地が建築基準法の道路等に2m以上接道していること。
- 5) 過去に同じ要綱上の助成を受けていないこと。
- 6) 道路整備・区画整理など、都市計画事業等による補償を受けていないこと。
(切取り補償の場合、助成対象となる場合があります。)

補強設計を行える者

- 1) 一般社団法人 東京都建築士事務所協会 葛飾支部に所属する建築士
- 2) 東京都木造住宅耐震診断事務所登録制度実施要綱に基づく耐震診断事務所に所属する建築士
- 3) 上記1)と2)以外の建築士が補強設計を行う場合は、その設計について、1)の団体の評価を受けた者

耐震改修工事を行える者

- 1) 葛飾区内に事業所、支店、営業所等を開設している者
- 2) 区長が適当と認める者（耐震改修工事の実績がある事業者等）

補強設計・耐震改修の流れ

原則、承認申請～助成金請求までを同じ年度内に行う必要があります。

申請した年度の1月上旬を目安に助成金交付申請を提出してください。

また、年度をまたぐ場合は、通常より審査期間が長くなるため、区が承認申請を受けてから承認通知（審査結果）を郵送するのに1か月～2か月程度かかります。

【承認申請】	区へ承認申請をしてください。 2週間（年度をまたぐ場合：1か月～2か月）程度で、承認通知（審査結果）を郵送いたします。
【設計契約】	承認通知を受け取った後に、設計の契約をして、補強設計を進めてください。 ※区の承認前に契約を行うと助成ができません。
【設計完了】	設計の完了後、設計完了届と設計図書などの必要書類を提出してください。 2週間程度で、設計内容の確認をし、設計完了通知を郵送いたします。
【工事契約】	設計の完了後、工事の契約をしてください。
【着手届】	必要書類がそろった後、速やかに着手届を提出してください。
【交付申請・請求】 （年度をまたぐ場合） （1年度目）	区へ助成金の交付申請・請求をしてください。 1年度目の進捗に応じた出来高で、助成金の算定を行います。 2週間程度で、交付決定通知（審査結果）を郵送いたします。 交付決定から2週間程度で、指定の口座に助成金を振り込みます。
【中間検査】	要綱に基づく中間検査を受けてください。
【工事完了】	工事の完了後、工事代金を支払い、領収書などの必要書類を受け取ってください。
【交付申請・請求】 （完了年度）	区へ助成金の交付申請・請求をしてください。 2週間程度で、交付決定通知（審査結果）を郵送いたします。 交付決定から2週間程度で、指定の口座に助成金を振り込みます。

その他助成の手続きの流れ

液状化判定
調査者派遣
(区からの無料派遣)

令和7年度
申請受付期限
令和8年2月上旬

地盤調査

液状化対策

ブロック塀等撤去・再築

アスベスト
調査

アスベスト
対策

令和7年度申請受付期限
令和7年11月28日(金)

- (1) 原則、承認申請～助成金請求までを同じ年度内に行う必要があります。
- (2) 助成金を受領する助成金交付申請は申請した年度の1月上旬を目安に提出してください。
- (3) 区の承認前に契約行為(仮契約や事前の代金支払い等を含む)を行うと助成できなくなります。

液状化判定調査者派遣(区からの無料派遣)

液状化判定調査とは

※地盤調査との併用はできません。

液状化判定をするための判定調査者を区から無料で派遣し、液状化の可能性を判定します。

対象要件

- 1) 葛飾区内にある敷地であること。
- 2) 区が判定結果報告書を利用、公開することについて、敷地の所有者等から承諾を受けること。

調査方法

ピエゾドライブコーン(PDC)と呼ばれる機械により地盤の硬さ、間隙水圧の測定をもとに液状化の安全率(液状化しやすさ)を評価します。



PDC

液状化判定調査者派遣の流れ

【派遣申請】	区へ派遣申請をしてください。 2週間程度で、決定通知(審査結果)を郵送します。
【判定調査の実施】	決定通知後、判定調査者から申請者へ連絡が入ります。 日程調整のうえ、 決定通知日から90日以内 に判定調査を受けてください。
【判定調査結果報告】	判定調査者が申請者へ判定結果を報告します。判定結果報告書を受け取ってください。

※この判定調査を受けて、所定の条件を満たせば「液状化対策助成」を受けられる場合があります。

詳しくは、窓口でご相談ください。

地盤調査

助成限度額：最大50万円（地盤調査に要する費用の10/10）

地盤調査とは

※液状化判定調査者派遣との併用はできません。

ボーリング調査を行い、地盤に試験器具の貫入をして孔を開けるとともに、土を採取して調べることで地層の構成、層ごとの固さ、地下水位、土の性質などを調べ、敷地の**液状化判定**をすることです。

※SWS試験〔スクリーウエイト貫入（旧スウェーデン式サウンディング）試験〕は対象外です。

対象となる敷地

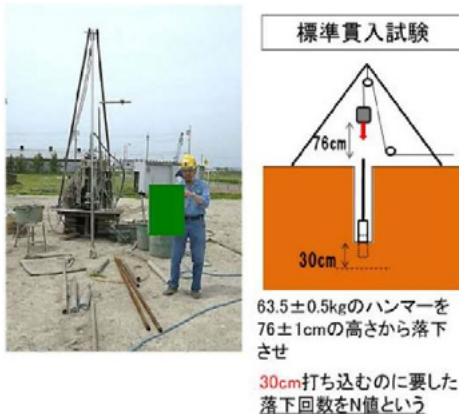
※この他にも条件があります。区へ相談してください。

- 1) 葛飾区内にある敷地であること。
- 2) 新築又は建替えであること。
- 3) 階数が3以下であること。
- 4) 一戸建ての住宅、長屋又は共同住宅。店舗等との併用住宅の場合は、全体の1/3以上が住宅であること。
- 5) 延べ面積が500㎡以下であること。
- 6) 区が地盤調査データを利用、公開することについて、敷地の所有者等から承諾を受けること。

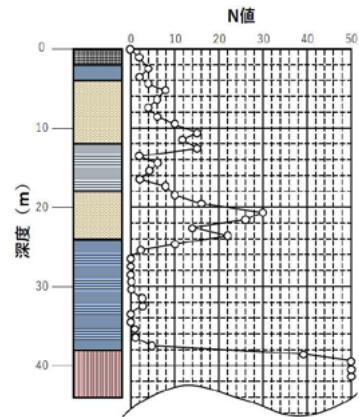
調査方法

ボーリング調査（標準貫入試験）、土質試験、地下水位測定などを行い、液状化の可能性を判定します。

試験に用いる試料は、調査で採取したものを使用します。



参考：ボーリング調査



参考：地盤調査データ
（柱状図）

地盤調査の流れ

調査した年度の**1月上旬を目安に助成金交付申請を提出**してください。

【調査契約】	調査の契約をして、地盤調査を進めてください。
【調査完了】	調査の完了後、調査代金を支払い、領収書などの必要書類を受け取ってください。
【交付申請・請求】	区へ助成金の交付申請・請求をしてください。 1か月程度で、交付決定通知（審査結果）を郵送いたします。 交付決定から2週間程度で、指定の口座に助成金を振り込みます。 地盤調査報告書を先に提出していただくと審査期間が短縮できます。

液 状 化 対 策

助成限度額：最大130万円（液状化対策に要する費用の1/2）

液状化対策とは

地盤調査をした結果、液状化すると判定された敷地に対し、液状化を低減するための工事を行うことです。

対象となる敷地

※この他にも条件があります。区へ相談してください。

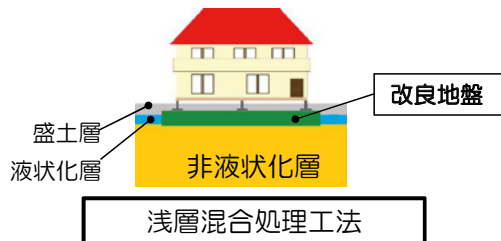
- 1) 葛飾区内にある敷地であること。
- 2) 新築又は建替えであること。
- 3) 木造である建築物にあっては階数が3以下、その他の構造である建築物にあっては階数が2以下のもの。
- 4) 一戸建ての住宅、長屋又は共同住宅。店舗等との併用住宅の場合は、全体の1/3以上が住宅であること。
- 5) 延べ面積が200㎡以下であること。
- 6) 地盤調査の結果、顕著な液状化被害の可能性が「高い」又は「比較的低い」と判定されたもの。

※液状化判定調査者派遣により液状化判定され、所定の条件を満たせば、助成対象になる場合があります。

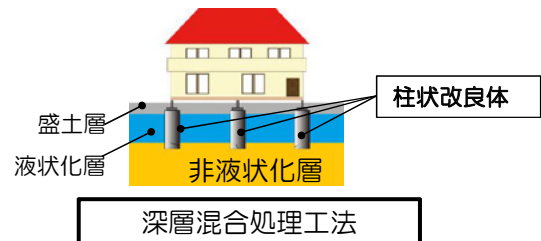
対策工法

1) 改良地盤の設計及び品質管理指針（日本建築センター）に規定する地盤改良工法

液状化の被害を低減して、建物の被害を抑える対策工法です。



建物下部の液状化層に土とセメント系固化材などを混ぜて、層状、板状に改良する工法です。

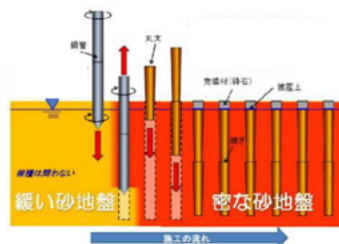


土とセメント系固化材を混ぜた円柱状の改良体を、非液状化層まで造成し、基礎直下に杭のような形で配置して地盤改良する工法です。

非液状化層：液状化する可能性の低い層

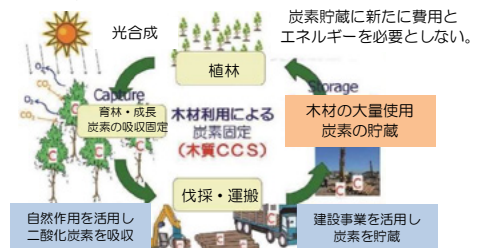
2) 丸太打設液状化対策&カーボンストック（LP-LiC）工法

液状化対策を行いながら、地球温暖化緩和、林業再生に貢献する工法です。



間伐材などの丸太を地中に打設し、緩い砂地盤を密実にすることで液状化対策を行う工法です。

この工法では100㎡の戸建て住宅を改良した場合、炭素貯蔵量は、家庭1世帯からのCO²排出量の約10年分に相当します。



樹木は大気中からCO²を吸収固定します。この工法は間伐などで伐採した炭素貯蔵した丸太を活用し、地中に炭素を貯蔵します。あらだに植林することで森はさらに成長して炭素を貯蔵しCO²の削減をします。

液状化対策の流れ

原則、承認申請～助成金請求までを同じ年度内に行う必要があります。

申請した年度の1月上旬を目安に助成金交付申請を提出してください。

【承認申請】	区へ承認申請をしてください。 1か月程度で、承認通知（審査結果）を郵送いたします。 液状化対策施工計画書を先に提出していただくと審査期間が短縮できます。
【工事着手】	承認通知を受け取った後に、工事を進めてください。 ※区の承認前に工事を行うと助成ができません。
【工事完了】	工事の完了後、工事代金を支払い、領収書などの必要書類を受け取ってください。
【交付申請・請求】	区へ助成金の交付申請・請求をしてください。 1か月程度で、交付決定通知（審査結果）を郵送いたします。 交付決定から2週間程度で、指定の口座に助成金を振り込みます。

ブロック塀等撤去・再築

助成限度額：避難路等での撤去 最大40万円、その他での撤去 最大30万円、再築1mあたり11,000円

ブロック塀等撤去・再築とは

道路等に面する危険なブロック塀等の撤去工事や、再築工事を行うことです。

撤去工事は、ブロック塀等の撤去を行うことです。

再築工事は、ブロック塀等の撤去とともに、新たなブロック塀等の設置を行うことです。

対象となるブロック塀等の条件（撤去・再築）

撤去工事	再築工事
1) 葛飾区内にあるブロック塀等であること 2) 建築基準法上の道路等または区が管理する公園や児童遊園に面していること 3) ブロック塀等の高さが1.2m以上であること 4) 区が危険なブロック塀等であると認めたもの	撤去工事を行い、次の1) 2) 3) のいずれかに該当するもの 1) 新たなブロック塀等の高さは1.2m以下であること 2) 擁壁上に新たなブロック塀等を設置する場合、擁壁を含めた高さが1.2m以下、かつ新たなブロック塀等の高さが60cm以下であること 3) 新たなブロック塀等の高さが60cm以下、かつ新たなブロック塀等とフェンス等の合計の高さが1.8m以下であること

助成金額

撤去工事	再築工事
避難路等、区が管理する公園や児童遊園に面している場合 ※避難路等：緊急輸送道路、通学路など 助成限度額：最大40万円 助成金額は、次のいずれか低い額 1) 撤去工事に要する額の1/2 2) 撤去する長さ1mあたりに20,000円を乗じた額	助成金額は、次のいずれか低い額 1) 再築工事に要する額 2) 再築する長さ1mあたりに11,000円を乗じた額 ※再築するブロック塀等の助成対象は、撤去工事で助成するブロック塀等の長さまでとなります。
その他の場合 助成限度額：最大30万円 助成金額は、次のいずれか低い額 1) 撤去工事に要する額の1/3 2) 撤去する長さ1mあたりに8,000円を乗じた額	

※申請にあたって、再築を受けたい方は、撤去と一緒に申し込んでください。

ブロック塀等撤去・再築の流れ

原則、事前協議申請～助成金請求までを同じ年度内に行う必要があります。

申請した年度の1月上旬を目安に助成金交付申請を提出してください。

【事前相談】	事前に相談してください。相談カードに記入していただきます。
▼	
【事前調査】	区の担当者が現地に伺い、ブロック塀等の調査をします。対象となるブロック塀等か確認します。
▼	
【事前協議申請】	区へ事前協議申請をしてください。2週間程度で、事前協議回答（審査結果）を郵送いたします。
▼	
【工事契約】	事前協議回答を受け取った後に、工事の契約をして、工事を進めてください。 ※区の事前協議回答前に契約・工事を行うと助成ができません。
▼	
【工事完了】	工事の完了後、工事代金を支払い、領収書などの必要書類を受け取ってください。
▼	
【交付申請・請求】	区へ助成金の交付申請・請求をしてください。2週間程度で、交付決定通知（審査結果）を郵送いたします。交付決定から2週間程度で、指定の口座に助成金を振り込みます。

ア ス ベ ス ト 調 査	
助成限度額：住宅または兼用住宅 最大10万円 共同住宅 最大30万円	

アスベスト調査とは

屋外または屋内で、アスベストが含有する可能性のあるレベル1吹付け材（外壁の仕上げ材を除く）を有資格者により、分析調査することです。

分析方法は、専門の分析機関によるものになります。

対象となる建築物と助成金額 ※この他にも条件があります。区へ相談してください。

1) 住宅または兼用住宅	助成限度額：最大10万円	かつ	対象額の	1 / 2
2) 共同住宅	助成限度額：最大30万円	かつ	対象額の	1 / 2

アスベスト調査の流れ

原則、承認申請～助成金請求までを同じ年度内に行う必要があります。

申請した年度の1月上旬を目安に助成金交付申請を提出してください。

【事前相談】	事前に相談してください。相談カードに記入していただきます。 ※レベル1吹付け材がわかる写真をお持ちください。
▼	
【承認申請】	区へ承認申請をしてください。 2週間程度で、承認通知（審査結果）を郵送いたします。
▼	
【調査契約】	承認通知を受け取った後に、調査の契約をして、調査（試料採取と分析）を進めてください。 ※区の承認前に契約・調査を行うと助成ができません。
▼	
【調査完了】	調査の完了後、調査代金を支払い、領収書などの必要書類を受け取ってください。
▼	
【交付申請・請求】	区へ助成金の交付申請・請求をしてください。 2週間程度で、交付決定通知（審査結果）を郵送いたします。 交付決定から2週間程度で、指定の口座に助成金を振り込みます。

ア ス ベ ス ト 対 策	
助成限度額：住宅または兼用住宅 最大30万円 共同住宅 最大100万円	

アスベスト対策とは

屋外または屋内で、アスベストが含有すると判明したレベル1吹付け材（外壁の仕上げ材を除く）を有資格者の工事計画により、除去工事、封じ込め工事、囲い込み工事することです。

対象となる建築物と助成金額 ※この他にも条件があります。区へ相談してください。

1) 住宅または兼用住宅	助成限度額： 30万円	かつ	対象額の	1 / 2
2) 共同住宅	助成限度額： 100万円	かつ	対象額の	1 / 2

アスベスト対策の流れ

原則、承認申請～助成金請求までを同じ年度内に行う必要があります。

申請した年度の1月上旬を目安に助成金交付申請を提出してください。

【事前相談】	事前に相談してください。相談カードに記入していただきます。 ※レベル1吹付け材がわかる写真をお持ちください。
▼	
【承認申請】	区へ承認申請をしてください。 2週間程度で、承認通知（審査結果）を郵送いたします。
▼	
【工事契約】	承認通知を受け取った後に、工事の契約をして、工事を進めてください。 ※区の承認前に契約・工事を行うと助成ができません。
▼	
【完了検査】	要綱に基づく完了検査を受けてください。
▼	
【工事完了】	工事の完了後、工事代金を支払い、領収書などの必要書類を受け取ってください。
▼	
【交付申請・請求】	区へ助成金の交付申請・請求をしてください。 2週間程度で、交付決定通知（審査結果）を郵送いたします。 交付決定から2週間程度で、指定の口座に助成金を振り込みます。

よくある質問（耐震事業 Q & A）

Q.1 申請書等は、どこで手に入りますか？

- A 区役所の建築課窓口、葛飾区公式サイト（助成制度）のホームページにあります。
ホームページの場合は、以下のページからデータをダウンロードできます。
「くらし・手続き → 住まい → 住まいの耐震化 → 木造住宅の耐震化促進事業 → 助成制度の該当ページへ」

Q.2 旧耐震基準木造住宅耐震診断は、どのような調査をするのですか？

- A 一般診断法の場合、次の現地調査をおおよそ2～3時間程度で行います。
- | | |
|-----------------|--------------------|
| 1) 建築物の間取り | 2) 可能な範囲で天井裏・床下の状況 |
| 3) 壁・窓（大きさ）等の位置 | 4) 各部材の老朽状況・基礎状態 |

Q.3 耐震改修工事は、どのようなことをするのですか？ 費用はどれくらいかかりますか？

- A 主に次の補強工事を行います。
- | | |
|--------------------------|---------------------|
| 1) 基礎補強工事 | 2) 土台、柱等接合部の金物補強等工事 |
| 3) 壁補強工事（筋かい設置、構造用合板設置等） | 4) 屋根軽量化工事 |
- 費用は、住宅の築年数や規模、補強設計の内容などで異なります。
費用・工期を抑えた工法もありますので、設計事務所等に相談してください。
また、耐震改修工事で同時に断熱改修を行うと費用面で有効になります。

Q.4 耐震改修工事の工事会社選定の相談等は、どこにすればいいですか？

- A 自身で工事業者を選んでいただく必要があります。参考に次のような方法が考えられます。
- 1) 補強設計を行った建築士へ相談する。
 - 2) 葛飾区役所 区民相談室の「建築・リフォームなんでも相談」や「住宅修繕相談」へ相談する。
TEL：03-5654-8612～5

Q.5 承認申請をせずに、補強設計・耐震改修や建替え等をした場合でも、助成は受けられますか？

- A 助成は受けられません。

よくある質問（地盤調査・液状化対策 Q & A）

Q.1 どのような工法を行えば、液状化対策助成を受けられますか？

- A 区の助成対象となるのは、次のアカイの工事となります。
- ア 技術指針に従い、液状化層の土とセメント系固化材を混ぜた改良体を非液状化層に到達させる工事
- 1) 深層混合処理工法（柱状改良工法）
 - 2) 浅層混合処理工法（表層改良工法）
- イ 区が認める工事
- 1) 丸太打設液状化対策&カーボンストック（LP-LiC）工法

よくある質問（ブロック塀等撤去・再築 Q & A）

Q.1 隣地との境界にあるブロック塀等でも、助成は受けられますか？

- A 助成は受けられません。
ただし、隣地が区が管理する公園、児童遊園の場合には、助成を受けられます。

Q.2 ブロック塀等が面している道路が私道の場合でも、助成は受けられますか？

- A 建築基準法上の道路等である私道であれば、助成を受けられます。

Q.3 撤去時に基礎を残しても、助成は受けられますか？

- A 助成は受けられません。
ただし、擁壁の上にブロック塀が積んである場合には、擁壁を残して、ブロック塀部分のみの撤去でも助成を受けられる場合があります。

よくある質問（アスベスト調査・対策 Q & A）

Q.1 アスベストのレベル2保温材等、レベル3成形板等は、助成の対象になりますか？

- A 助成の対象は、レベル1吹付け材（外壁の仕上げ材を除く）のみとなります。
参考：東京都都市整備局『所有者・管理者のための建築物のアスベスト対策と事例紹介』
<https://www.toshiseibi.metro.tokyo.lg.jp/kenchiku/asbestos/taisaku.html>

Q.2 調査したものにアスベストが含まれていなかった場合、助成は受けられますか？

- A 調査を行えば助成を受けられます。

Q.3 アスベスト対策の除去工事、封じ込め工事、囲い込み工事は、どのようなものですか？

- A 除去工事は、既存のアスベスト含有吹付け材の層を下地から取り除くものです。
封じ込め工事は、既存のアスベスト含有吹付け材の層はそのまま残し、アスベスト層に薬剤を塗布することにより、粉じんが飛散しないようにするものです。
囲い込み工事は、既存のアスベスト含有吹付け材の層はそのまま残し、アスベスト含有吹付け材の層が露出しないように板状材料等で完全に覆うことによって粉じんの飛散防止を図るものです。